役員及び評議員等の報酬等に関する規程

（目　的）

第1条　この規定は社会福祉法人旭志福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規

　　　程定に基づき、役員及び評議員、評議員選任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目

　　　的とする。

（定義等）

第2条　この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　　　（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員・評議員選任解任委員と併せて役員等という。

　　　（２）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金等で

　　　　　　あって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

　　　（３）費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をい

　　　　　　い、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条　役員及び評議員等の報酬等は、当法人定款第８条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

（費　用）

第4条　役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程（又は、施設の旅費規程を準用することができる。）

　　　に基づいて、旅費を支給する。

　　２　役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公　表）

第5条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第1項第2号に定める報酬等の支給の

　　　基準として公表する。

（補　則）

第6条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改　廃）

第7条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則　この規程は、平成29年6月１３日から施行し、平成29年4月1日から適用する。